

感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が感染症に罹患した場合、本人の休養と周囲への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。万一、お子様が感染症と医師より診断された場合は、すぐに学校に電話連絡するとともに、医師からの登校許可が下りるまで、ご家庭で休養させてください。

なお、医師から登校許可が出ましたら、「登校許可証」に記入していただき、登校時にご提出ください。

主な感染症と出席停止期間の基準	
病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹の消失まで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹の痂皮化まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状消退後2日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれなしと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	
・ 新型インフルエンザ	
・ 溶連菌感染症	
・ マイコプラズマ感染症	
・ 伝染性紅斑	
・ ヘルパンギーナ	
・ ウイルス性肝炎	
・ 流行性嘔吐下痢症	
（感染性胃腸炎） など	

* 出席停止期間については、医師が他への感染のおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。